

II 基準と解説

「基準と解説」編の見方

【ページ構成】

「基準と解説」編は、基本的に、見開きで下図のような構成になっています。左側のページに基準とその解説を記述し、右側のページに基準の図解となる整備例を示しています。

【各部分】

①整備項目等：整備箇所や整備すべき設備を示しており、規則の各別表における整備項目に対応しています※。

※ 「1 建築物」の「11 標識」から「14 増築等」の場合の適用範囲」及び「7 小規模な施設に係る基準の特例」を除く。

②基本的な考え方：当該整備項目等について、整備の基本方針となるべき考え方を示しています。

③整備基準等：以下の3つを記述しています。

- ・整備基準：規則に定める整備基準です。当該整備項目等の部分の条文を抜粋しています。
- ・整備誘導基準：規則に定める整備誘導基準です。同様に条文を抜粋しています。
- ・整備が望ましい項目：整備基準や整備誘導基準を満たした上で、さらに整備されることが望ましい内容を示すものです。

④解説：整備基準等のより具体的な内容や考え方、根拠等を解説しています。

⑤整備例：整備基準等を、その内容に沿って整備したイメージにより図解するものです。

（一部常用漢字がひらがな表記になっています。ご了承ください。）

①整備項目等

②基本的な考え方

③整備基準等

④解説

⑤整備例

1 廊下等

【基本的な考え方】

- ・利用者が安全に通行できるよう、滑りにくい仕上げ、段差の解消、幅の確保、壁面に突出物を設けないといった点を考慮します。
- ・利用者が容易に目的の場所に到達できるよう、また、非常時に避難しやすいよう、分かりやすい動線計画とします。

■整備基準

※ ここでは、すべての廊下等が満たすべき共通基準を定めています。一定の経路を構成する廊下等については、p.46（「7 すべての人が利用しやすい経路」）も参照してください。

多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。

ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること

イ 階段の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設については、この限りでない。

＜バリアフリー法施行令＞

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること

二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は影度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

■整備が望ましい項目

- ・壁面には、原則として突出物を設けないこと。
- ・柱や曲がり角の出隅は、隅切り又は面取りを行うこと。
- ・障害者や高齢者の利用が多い施設では、手すりを設けること。

■廊下等の整備例

●表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる

●手すり（○両側）

○曲がり角の出隅は隅切り又は面取りを行う

○障害者や高齢者の利用が多い施設では手すりを設ける

■高低差が生じる場合の整備例

●点状ブロック等

●手すり（○両側）

●傾斜路

●120cm以上（130cm以上）
階段に併設するものは90cm以上

■壁面の配慮例

10cm以上の突出物は視覚障害者に危険

4~5cm程度

φ3~4cm程度

φ3~4cm程度

70~85cm程度

■壁面に突出物を設けない例

消火器

手すり